

航空法関係手数料令及び運輸安全委員会設置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 航空法関係手数料令の一部改正

一 航空法第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十七条の二第一項若しくは第三項の承認を申請する者が納付すべき手数料の額を定めるものとする。

(別表第一第三号から第五号まで、第七号及び第八号関係)

二 修理改造検査を受けようとする者が納付すべき手数料について、航空機の設計及び設計後の検査の能力について認定を受けた者が検査をした航空機に係る区分を廃止し、その額を改定するものとする。

(別表第一第六号関係)

三 別表第一第一号口に掲げる航空機について航空法第十七条第一項の修理又は改造をし、当該修理又は改造に係る修理改造検査を受けないで耐空証明を受けようとする場合における手数料の額は、同号口に掲げる額に、同表第六号の中欄に掲げる区分に応じ、同号下欄に掲げる額(四の1又は2に掲げる設計に基づき当該修理又は改造をする場合にあつては、当該額から十三万八千二百円を控除した額)を加算した額とすること。

(別表第一備考第一号関係)

四 次に掲げる設計に基づき修理又は改造をする航空機について修理改造検査を受けようとする場合における手数料の額は、別表第一第六号に掲げる額から十三万八千二百円を控除した額とすること。

1 航空法第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十七条の二第一項若しくは第三項の承認を受けた設計

2 航空法第十七条第一項の国土交通省令で定める輸入した航空機の修理又は改造のための設計

(別表第一備考第二号関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

第二 運輸安全委員会設置法施行令の一部改正

専門委員の任期は、その従事する全ての事故等調査について運輸安全委員会設置法第二十五条第一項の規定による報告書の提出又は同条第三項後段の規定による結果の報告がされる時までの期間とする。

(第一条第二項関係)

第三 この政令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年六月十八日)から施行するものとする。

(附則関係)